

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号。以下「法」という。）第十九条第三項の規定により、次のとおり資金管理団体の指定を取り消した旨の届出があつた。

令和元年九月三日

神奈川県選挙管理委員会  
委員長 村上健司

(一) 法第十九条第三項第一号による届出

資金管理団体の届出 をした者の氏名	資金管理団体の 名称	取消年月日
鎌田 雅博	南足柄元氣会	三一、四、三〇
川口 珠江	川口たまえ後援会	一、五、一
北潟谷 綜	チーム・バカボン横浜西	三一、四、三〇
高谷 清	横浜清山会（略称清山会）	一、五、一八
佐藤 春雄	春成会	一、五、七
田中 慶秋	21世紀の横浜を考える会	三一、四、二五
中塚 一宏	中塚一宏後援会	一、五、三一
山口 道夫	みちお会	三一、四、三〇
和田 卓生	和田たくお後援会	三一、四、二九